

習志野市学校給食センター建替事業 実施方針に関する質問書の回答

習志野市学校給食センター建替事業 実施方針に関する質問書の回答は、以下のとおりです。

No	資料名等	該当箇所								項目	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
1	実施方針	1	I	1	(4)	②				より豊かでおいしい給食のための調理機能の充実	「配送方式の工夫」とございますが、食器のみを積載しているコンテナを先に配送をし、食缶のみを積載したコンテナは後に配送をする、いわゆる2段階配送とする配送計画とするのか、あるいは、食器・食缶コンテナの混載方式にて計画するかは、事業者の提案に委ねるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 実施方針P19:IV2「(5)配送方式等」もご参照ください。
2	実施方針	2	I	1	(5)					事業の内容	後日公表される入札説明書等の内容については、別途ご協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針P7:II「3募集及び選定スケジュール」に示すとおり、入札説明書等の公表以降に2回の質問受付を予定しています。
3	実施方針	2	I	1	(5)	①	ア			事業用地	「事業用地:習志野市芝園2丁目1-32の一部」とありますが、正確な位置及び敷地形状をご教示下さい。	入札公告時に示します。
4	実施方針	3	I	1	(5)	④	エ	(オ)		給食配送業務	直送品であるパンの入れ物である、いわゆる空のパン箱などの給食センターへの回収や、配送対象校への配送はないという認識でよろしいでしょうか。空のパン箱などの配送・回収があると、追加で過大な設備等が必要となりコンテナ、配送車両の検討・計画に大きな影響が出てしまうためご教示いただきたくお願い致します。	ご理解のとおりです。 詳細は、平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)をご参照ください。
5	実施方針	2	I	1	(5)	④	エ	(カ)		配送校配膳室業務	業務の内容、範囲がわかりにくいので、具体的にご説明ください。	詳細は、平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)をご参照ください。
6	実施方針	3	I	1	(5)	④	エ	(キ)		廃棄物等処理業務	「※パン・ご飯・牛乳については、学校へ直接搬入されるため、これらに係る配送、食べ残し等廃棄物処理等は、本事業の運営業務に含まない。」とございますが、パン・ご飯・牛乳や、学校へ直接搬入される、いわゆる直送品に係る食べ残し等の廃棄物は、給食センターへの回収や、事業者での廃棄物処理等は一切なく、直送品の配送、食べ残し等廃棄物処理等は、本事業の業務に含まないという認識でよろしいでしょうか。	詳細は、平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)をご参照ください。
7	実施方針	3	I	1	(5)	④		(キ)		配送車両調達業務	配送車両は、リースも可という認識でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
8	実施方針	3	I	1	(5)	④	ア			施設整備業務	施設整備業務に食器・食缶等調達業務が記載されておりませんが、本事業では食器・食缶等調達業務は含まれないという事でしょうか。	ご質問の内容は、運営備品等調達業務に含まれます。詳細は、平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)をご参照ください。
9	実施方針	3	I	1	(5)	④	ウ			維持管理業務	維持管理業務に食器・食缶等更新業務が記載されておりませんが、本事業では食器・食缶等更新業務は含まれないという事でしょうか。	ご質問の内容は、運営備品等更新業務に含まれます。詳細は、平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)をご参照ください。
10	実施方針	3	I	1	(5)	④	エ	(ケ)		事業の範囲	運営備品等更新業務とありますが、食器・食缶・コンテナ等を含め、施設整備業務で事業者が調達したものの更新は、全て事業者が行う業務に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)をご参照ください。
11	実施方針	4	I	1	(5)	⑥	ア			施設整備費に係る対価	施設整備費に係る対価のうち施設引渡し後に一括で支払われる金額は、施設整備費に係る対価のどの程度の割合になるかご教示ください。	現時点では、学校施設環境改善交付金及び市債発行相当分として施設整備費元本相当額の約75%程度を一括払いとすることを予定していますが、詳細は入札公告時に示します。

No	資料名等	該当箇所								項目	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(7)	a			
12	実施方針	4	I	1	(5)	⑥	ア			事業者の収入	「事業者が実施する本施設の施設整備に係る対価のうち一定の額について、市は本施設の引渡し後に一括で事業者に支払う。」とございますが、一定の額についてご教示下さい。	回答No.11をご参照ください。
13	実施方針	4	I	1	(5)	⑥	ア			事業者の収入	施設整備に係る対価のうち一定の額について一括払いがあるとのことですが、その金額の規模をご教示願います。	回答No.11をご参照ください。
14	実施方針	4	I	1	(5)	⑥	ア			事業者の収入	引渡後に一括で支払われる施設整備に係る対価のうち一定の額とは、どの程度の額・割合等を想定してますでしょうか。資金調達計画に大きな影響を及ぼすものであることから、概算でも結構ですので、現時点の想定をお示しいただけますでしょうか。	回答No.11をご参照ください。
15	実施方針	4	I	1	(5)	⑥	ア			施設整備費に係る対価	施設整備費に係る対価のうち施設引渡し後に一括で支払われる金額は、入札説明書等で示され、当該金額は入札時から変動しないとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に入札時点での算定根拠を提示しますが、実際の支払額は変動する可能性があります。詳細は入札公告時に示します。
16	実施方針	4	I	1	(5)	⑥	イ			事業者の収入	市が支払われる一括払い金については、学校施設環境改善交付金及び学校教育施設等整備事業債などを活用される予定でしょうか？また活用される場合には、金額についてはいつ頃決定しますでしょうか？	前段については、回答No.11をご参照ください。後段については、回答No.15をご参照ください。
17	実施方針	4	I	1	(5)	⑥	イ			施設整備に係る対価の一部の割賦払い	施設整備に係る対価の一部を「本施設の引き渡し後から事業期間終了までの間、割賦払いにて事業者に支払う。」とありますが、施設整備に係る対価の全てを本施設の引き渡し後一括してお支払いいただけないでしょうか。できない場合、その理由をお示しください。	施設整備に係る対価の全てを一括払いは予定していません。本事業の特定事業の選定にあたっては、民間資金の活用による財政負担の平準化等の効果も期待しています。
18	実施方針	4	I	1	(5)	⑥	エ			事業者の収入	施設整備に係る対価についての物価変動による改定の記載がありませんが、別紙リスク分担表(案)においてはNo.21物価変動リスクは、「変動率が所定以上の場合は市の負担」との記載があります。施設整備に係る対価についても物価変動による改定が行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の施設整備に係る対価の物価変動による改定も予定していません。詳細は、入札公告時に示します。
19	実施方針	4	I	1	(5)	⑥	エ			事業者の収入	「維持管理・運営に係る対価については、・・・物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う」とございますが、維持管理・運営に係る対価の大半を占める人件費について、最低賃金など賃金が上昇した場合においても改定検討していただけるという理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営に係る対価については、賃金水準の変動に伴う改定も予定しています。詳細は、入札公告時に示します。
20	実施方針	4	I	1	(5)	⑥	エ			事業者の収入	光熱水費については事業者が一旦支払い、実費を市が負担するという考え方を想定してよろしいでしょうか。	光熱水費は、事業者の負担とすることを予定しています。
21	実施方針	4	I	1	(5)	⑥	オ			事業者の収入	光熱水費については事業者が一旦支払い、実費を市が負担するという考え方を想定していいか。	回答No.20をご参照ください。
22	実施方針	4	I	1	(5)	⑥				事業者の収入	サービス対価の支払い日ですが、請求後何日以内に支払われるのかご教示願います。	請求書受領後、30日以内に支払うことを予定しています。詳細は、入札公告時に示します。
23	実施方針	4	I	1	(5)	⑧				事業スケジュール	設計・建設期間について、もう少し余裕をいただける余地はありませんでしょうか。	原案のとおりとします。
24	実施方針	4	I	1	(5)	⑧				事業スケジュール	不動産取得税が課せられることも考えられますので、施設の引渡し日は開業準備期間前の平成31年1月31日と考えるて宜しいでしょうか。	施設の引渡しは開業準備期間終了後を予定しています。

No	資料名等	該当箇所								項目	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(7)	a			
25	実施方針	5	I	1	(5)	⑨				事業期間終了後に「本施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。」とありますが、施設の経年劣化は問われず、本事業に必要な基本的な機能を有する状態と考えてよろしいでしょうか？	経年劣化については、ご理解のとおりで差し支えありませんが、要求水準(事業者の提案内容を含む)に示される機能を有する状態とします。平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)もご参照ください。	
26	実施方針	7	II	3						スケジュールの中に事業者からのプレゼンテーション等の日程についての記載がありませんが、プレゼンテーション等の実施は想定されているのでしょうか。実施を想定されているのであれば、いつ頃、実施される予定でしょうか。	入札書類及び提案書類の受付締切以降のプレゼンテーション、ヒアリングについては、実施方法も含めて検討中です。詳細は、入札公告以降に示します。	
27	実施方針	7	II	3						「入札書類及び提案書類の受付締切」から「落札者の決定・公表」までの期間において、ヒアリング等の実施は予定していますでしょうか。	回答No.26をご参照ください。	
28	実施方針	7	II	3						9月下旬に対面対話が予定されていますが、要求水準書(案)が公表されたばかりで、具体的な検討がなされていない状況において、何故この時期に行うのでしょうか。入札公告の公表後で検討期間を経た12月頃が妥当と考えますが、いかがでしょうか。	ご意見等を踏まえ、対面対話は12月に実施する予定に修正します。	
29	実施方針	7	II	3						配送車両の仕様等の検討にあたり、配送対象校の配膳室前のプラットフォームのグランドレベルからの高さなどの調査が必要ですが、配送対象校の見学会の開催の予定はございますでしょうか。また、配送対象校の配膳室前のプラットフォームのグランドレベルからの高さなどの情報は、入札公告時に公表されますでしょうか。	配送校の見学会の実施は予定しておりません。配送校のプラットフォームの情報等については、平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)参考資料をご参照ください。	
30	実施方針	7	II	3						入札予定価格については、平成28年10月上旬の入札公告時に公表されるという認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。	
31	実施方針	9	II	5	(1)					SPCから直接業務の受託・請負をせず(構成企業・協力企業より業務の受託・請負を行い)、SPCに出資を行わない法人を「協力企業」と定義して宜しいでしょうか。	原案のとおり、SPCから直接業務を受託・請負をし、SPCに出資を行わない法人とします。	
32	実施方針	9	II	5	(1)					SPCから直接業務の受託・請負をせず、単にSPCに出資のみを行う企業の参画は認められるのでしょうか？	構成企業又は協力企業には該当しませんが、代表企業及び構成企業が議決権の全部を保有することを前提に、その他の企業が出資を行うことは可能です。	
33	実施方針	11	II	5	(7)					市内事業者とは、市内に本店を有する企業の他、営業所等の事業所を有する団体も含まれるでしょうか。	市内事業者とは、市内に本店を有する者とします。	
34	実施方針	11	II	6	(1)	①				(2)個別の参加資格要件に記載される特定業務以外の業務を受託する企業は、いずれかの項目で平成28・29年度習志野市入札参加資格者名簿に登載されていればよいでしょうか。SPC管理業務等を行う場合に必要な登録項目はありますか。	前段については、本実施方針P11: II 6(1)に示す共通の参加資格要件を満たしていれば、ご理解のとおりです。後段については、登録項目の指定はありません。	
35	実施方針	11	II	6						設備企業(電気・衛生・機械・空調等)の参加資格要件としては、実施方針P.11の(1)共通の参加資格要件を満たせばよく、その他、個別の参加資格要件は、必要ないと認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
36	実施方針	15	II	7	(1)					整備する新給食センターの竣工・引渡し後、SPCの住所を給食センター内の事業者事務室とすることは可能でしょうか。	認められません。	

No	資料名等	該当箇所							項目	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(7)			
37	実施方針	15	II	7	(1)				SPCの設立等	SPCの登記住所を当学校給食センターとすることは認められますでしょうか。	回答No.36をご参照ください。
38	実施方針	18	IV	1	(9)				その他	「地区計画(決定予定)」の詳細をご教示下さい。	本市ホームページに掲載されている「茜浜芝園地区地区計画」が、事業用地に適用されることになります。
39	実施方針	18	IV	1	(7)				緑化率	「習志野市緑の基本計画」に基づき、緑化は敷地面積の20%以上を目標とすると考えてよろしいでしょうか。	敷地面積の20%以上の緑化は、目標ではなく要求水準とします。
40	実施方針	18	IV	1					敷地に関する各種法規制等	インフラとの接続についてご教示下さい。	平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)をご参照ください。
41	実施方針	18	IV	1					敷地	敷地に関する各種法規制等が記載されていますが、具体的な位置、形状を地図上でお示しください。	回答No.3をご参照ください。
42	実施方針	18	IV	1					敷地に関する各種法規制等	敷地は平坦と考えて宜しいでしょうか。	平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)をご参照ください。
43	実施方針	18	IV	1					敷地に関する各種法規制等	土壌汚染等については、特に問題がないと考えて宜しいでしょうか。	土壌汚染調査を行い、特に問題がないことを確認しています。
44	実施方針	18	IV	2	(2)	①	イ		献立方式	「サラダ(生)」と記載がございますが、学校給食衛生管理基準では、『野菜類の使用については、二次汚染防止の観点から、原則として加熱調理すること。』とございます。生野菜の提供は、食中毒発生のリスクが高いことから、非常に厳しい衛生管理・運営等が求められておりますが、生野菜の提供を想定されていらっしゃるのでしょうか。もし、生野菜の提供を想定されていらっしゃるのであれば、追加で必要となる調理設備等を検討する必要があるためご教示ください。また、献立や作業指示書・工程表などを提示いただくお願い致します。	サラダ(生)の記載については、野菜サラダの中にカットした生の果物等を使用する場合がありますため、記載しております。ただし、使用にあたっては、食品業者により、カットしてレトルトパウチしたものを想定しております。
45	実施方針	18	IV	2	(2)	②	イ		アレルギー対応食	表示義務食品(7品目)のうち当初は卵・乳(2品目)を対象と記載がありますが、将来的には7品目まで対応する可能性があるという事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	実施方針	18 19	IV	2	(3)	② ⑤			見学者対応	「②給食エリアは平屋を基本」「専用の見学通路、調理実習室、炊飯設備等は設置しない」とありますが、市が行う業務の「(カ) 食育業務、広報業務(見学者対応含む)」への配慮は不要と考えるとよろしいでしょうか。	調理実習室、炊飯設備等は設置する必要はありません。食育業務、広報業務については、可能な範囲での配慮を求めます。詳細は、平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)をご参照ください。
47	実施方針	19	IV	2	(4)	②			食器・食缶等	高性能保温食缶の「高性能の定義」をご教授ください。	平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)における記載内容程度の性能を想定していますが、具体的な性能は事業者の提案に委ねます。
48	実施方針	19	IV	2	(4)	②			食缶	児童が用意に持てるように重さに配慮せよとの事ですが、幼稚園児(配達先4園)でも持てる重さとする必要があるということでしょうか。	幼稚園児が、食缶を教室まで運ぶことはありませんので、幼稚園児でも持てる重さとする必要はありません。
49	実施方針	19	IV	2	(6)				消毒	[洗浄ゾーン]には消毒機能のある室がありませんが、[配送・コンテナプールゾーン]のコンテナ室に消毒機能を持たせることは可能でしょうか?	コンテナ室に消毒機能をもたせることは可能です。
50	実施方針	19	IV	2	(6)	②			洗浄	「環境に配慮した洗剤を主として使用し」とは、合成洗剤の使用を禁ずるという意味でしょうか。	合成洗剤を禁ずるという意味ではありません。ここで記載している内容は、「下水道法の排水基準値に適合した排水」となることを求めています。
51	実施方針	22	VII	2	(2)				財政上及び金融上の支援	事業者が行う「必要な協力」とは事業契約上の、契約金額や期間に影響を及ぼすものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	該当箇所								項目	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(7)	a			
52	実施方針	22	VII	2	(2)					交付金に係る手続き等への協力	「事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。」とありますが、設計・建設業務で行う資料作成の中から必要な資料を提供するものであり、特別に費用が発生するようなものは求められないと考えてよろしいでしょうか。もし費用が発生する場合は市が実費を負担するという理解でよろしいでしょうか。	必要な協力とは、市が予定している交付金申請に必要となる資料の作成支援や起債に必要な資料の作成支援を予定しています。詳細は、平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)をご参照ください。
53	実施方針	24	別紙No5							消費税	施設整備に係るサービス対価の税率は、施設引渡し時点の税率が適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	将来的な消費税改正に伴う具体的な対応は、消費税改正に伴う経過措置通達等の詳細が明らかになった時点で判断します。
54	実施方針	24	別紙No11							環境保全リスク	事業者が善管注意義務を果たしても避けることのできないものについては、除外されると理解してよろしいでしょうか。	事業者が行う業務の近隣対策は、事業者の責任及び費用負担において実施することが原則となります。詳細は入札公告時に提示する事業契約書(案)をご参照ください。
55	実施方針	24	別紙No12							第三者賠償リスク	事業者が善管注意義務を果たしても避けることのできないものについては、除外されると理解してよろしいでしょうか。	事業者が行う業務に伴い第三者に及ぼした損害は、事業者の責任及び費用負担において対応することが原則となります。詳細は入札公告時に提示する事業契約書(案)をご参照ください。
56	実施方針	24	別紙No12, 13							第三者賠償リスク	「市が行う業務に起因する第三者への賠償」及び「市にも事業者にも起因しない第三者への賠償」に関する記載がありませんので追記願います。	詳細のリスク分担については、入札公告時に提示する事業契約書(案)に規定します。
57	実施方針	24	別紙No17, 18							不可抗力リスク	「一定の金額」とは、入札説明書等が公表されたのち、別途協議のうえ設定されるという理解でよろしいでしょうか。	一定の金額については、入札公告時に提示する事業契約書(案)において示します。
58	実施方針	24	別紙No18							不可抗力リスク	事業者が善管注意義務を果たしたと認められるものについては、除外されると理解してよろしいでしょうか。	不可抗力による増加費用・損害の取扱について、ご質問の善管注意義務を果たしたか否かによる判断基準は想定していません。詳細は入札公告時に提示する事業契約書(案)をご参照ください。
59	実施方針	24	別紙No18							不可抗力リスク	事業者の負担範囲は、不可抗力に起因する増加費用から事業者が受領する保険金を差し引いた後の金額について、一定の金額(一般的な1%ルール)の範囲内との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりの内容を予定していますが、詳細は、入札公告時に提示する事業契約書(案)をご参照ください。
60	実施方針別紙	24	別紙No19							リスク分担表(案)金利リスクNo. 19	マイナス金利となった場合の対応について、仮にマイナス金利となった場合、金利がマイナスの状態では事業者が金融機関から資金調達を行うのは極めて困難となり、事業の継続に影響を及ぼしかねません。基準金利が0%未満となった場合は、基準金利を0%とするフロア条項を規定いただけないでしょうか。	ご質問の内容を規定する予定です。詳細は、入札公告時に提示する事業契約書(案)をご参照ください。
61	実施方針	24	別紙No21							物価変動	建設期間中の物価変動に関しては、中央建設業審議会が示した公共工事標準請負契約約款第25条に示されるとおり、「全体スライド・単品スライド・インフレスライド」の全てがカバーされているとの理解で宜しいでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示する事業契約書(案)において示します。
62	別紙	24	別紙No21		21					物価変動リスク	建設期間中における資材物価変動に伴う事業者の費用の増減について、変動率の所定値をご教示下さい。	回答No.61をご参照ください。
63	実施方針別紙	24	別紙No28							リスク分担表(案)契約締結リスクNo. 28	議会の承認が得られないことによる契約締結遅延・中止のリスクが、貴市・事業者共に分担となっておりますが、議会における承認については事業者が関与する余地はないと考えられるため、事業者ではなく貴市のリスクとするのが妥当と思料されます。議会の承認が得られないことによる契約締結遅延・中止のリスクは、貴市のリスク分担としていただけませんか。	原案のとおりとします。
64	実施方針	24	別紙No28							契約締結リスク	議会の承認が得られない事由が事業者の責に抛らないものであった場合は、除外されると理解してよろしいでしょうか。	議会承認が得られない場合は帰責事由によらず、表外の注釈※3に記載のとおりとします。

No	資料名等	該当箇所							項目	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(7)			
65	実施方針	24	別紙 No32						設計・建設段階設計・調査リスク 調査リスク	貴市が実施された測量・調査結果を基に事業者が実施する測量・調査については、リスク負担についてご協議いただけますでしょうか。また、実務上、全てを調査することは不可能と考えますので、想定外に発生した事象については、除外されると理解してよろしいでしょうか。	本事業の工事に必要となる調査は、事業者の責任及び費用負担により実施することを原則とします。詳細は、入札公告時に提示する事業契約書(案)をご参照ください。
66	実施方針	24	別紙 No39						用地リスク	貴市が公表した調査資料に記載のない事項に起因し、合理的に予測不可能な想定外の事象が生じた場合は、リスク負担についてご協議いただけますでしょうか。	回答No.65をご参照ください。
67	実施方針	24	別紙 No39						用地リスク	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するものが事業者のリスク分担となっていますが、それらのリスクは、調査の有無に関わらず、土地所有者が負うべきものです。もし、このリスク分担を変更されないのであれば、入札公告段階で基準となる汚染物質や地中障害物の仕様と数量を明示していただくと共に、数量の増減があれば、清算いただきますように基本協定書や事業契約書に明記願います。	本リスクは、市が入札公告時に提示した資料から合理的に予測できる事象にも関わらず、本件土地に係る補修費等の追加的な支出が発生した場合を想定しています。詳細は、入札公告時に提示する事業契約書(案)をご参照ください。
68	実施方針	25	別紙 No41						工事遅延・未完工リスク	市の要求による設計変更以外の要因の中には、不可抗力等の事業者の責に抛らない事由によるものについては、リスク負担から除外されると理解してよろしいでしょうか。	法令の変更又は不可抗力による工事遅延、未完工リスクは、別に規定するリスク分担によるものとします。詳細は、入札公告時に提示する事業契約書(案)をご参照ください。
69	実施方針	25	別紙 No43						工事費増リスク	市の指示による工事費の増大以外の要因のうち、事業者の責に抛らない事由によるものについては、リスク負担から除外されると理解してよろしいでしょうか。	法令の変更又は不可抗力による工事費増大リスクは、別に規定するリスク分担によるものとします。詳細は、入札公告時に提示する事業契約書(案)をご参照ください。
70	実施方針	25	別紙 No51						技術革新リスク	技術革新リスクに関して、市の指示以外は全て事業者リスクになっていますが、例えば、メーカーの都合により、従来の製品の製造が中止され、新しい機器に入れ替えざるを得ない場合は、事業者に帰責性はなく、その機能を求める市に帰責性があると考えられますので、技術革新に伴う増加費用は、100%市の負担か市と事業者で半分ずつ負担するなどの内容に修正願います。	原案のとおりとします。
71	実施方針	25	別紙 No51						技術革新リスク	貴市の指示以外で施設・整備の陳腐化により発生する増加費用は事業者負担とありますが、具体的にはどの様な事象を想定されていますか。	事業者自らの判断により、陳腐化した設備等の更新を行う場合等を想定しています。
72	実施方針	25	別紙 No53						施設瑕疵リスク	市のリスク分担において、瑕疵担保期間外にも関わらず、事業者に帰責性がある場合は事業者負担とされていますが、その場合、瑕疵担保期間の設定そのものが意味をなさなくなりますので、「*4」の注意書きは削除願います。	注釈「※4」は削除します。詳細は、入札公告時に提示する事業契約書(案)をご参照ください。なお、回答No.83もご参照ください。
73	実施方針	25	別紙 No54						施設の性能維持リスク	事業期間中における施設の性能確保は事業者リスクとなっていますが、対象は機能であって、経年劣化は対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで差し支えありません。要求水準(事業者の提案内容を含む)に示される機能を確保してください。
74	実施方針別紙	25	別紙 No63						リスク分担表(案) 給食数増減リスク(需要変動リスク) No. 63	貴市のリスク分担として「食べ残し等による残渣の変動(市作成の献立による影響を含む。)」とございますが、当該理由による残渣の変動があった場合、何を基準としてサービス対価の増減を処理する想定をされておりますでしょうか、ご教示いただきたくお願い致します。	リスク項目No63は、事業者のリスク分担に修正します。

No	資料名等	該当箇所								項目	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(7)	a			
75	実施方針別紙	25	別紙 No75							リスク分担表(案) 運搬費用増大リスク No. 75	交通事情悪化における運搬費増加について、交通事情の悪化は外的要因であり、通常、事業者では想定できないため、事業者のリスク分担とすると事業者の負担が過大になるものと考えられます。交通事情悪化における運搬費増加については、貴市のリスク分担としていただけませんか。	原案のとおりとします。
76	実施方針別紙	25	別紙 No77, 78							リスク分担表(案) 残渣処理リスク No. 77 No. 78	No.63の食べ残し等による残渣の変動リスクが貴市のご負担となっておりますので、残渣の増加による搬送費・処理費等の増加があった場合は、貴市のご負担となるという理解でよろしかったでしょうか。	リスク項目No63は、事業者のリスク分担に修正します。食べ残し等の残菜は、事業者により各配送校から回収し学校給食センター内で計量等を行うものとします。詳細は、平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)をご参照ください。
77	実施方針	26	別紙 No79							残渣処理リスク No.79	「学校における残渣の分別」とはどのような事象を想定していますでしょうか。また、学校での取り扱いについては、事業者でコントロールすることができないものですが、これを事業者のリスク分担とする根拠をお教えてください。	各学級で集められた残菜について、事業者が各配送校から回収し学校給食センター内で計量等を行うものとします。詳細は、平成28年8月31日に公表した要求水準書(案)をご参照ください。
78	実施方針 別紙	26	別紙 No79							リスク分担表(案) 残渣処理リスク No. 79	「学校における残渣の分別」が事業者となっております。事業者では残渣の回収・搬出を行います。残渣の分別自体については学校様においてされると思われしますので、「学校における残渣の分別」は貴市のリスク分担ではないでしょうか。	回答No.77をご参照ください。
79	実施方針	26	別紙 No80, 81							事業の中途終了リスク	貴市または事業者の債務不履行以外に事業を中途終了せざるを得なくなった場合におけるリスク負担はご協議いただけますでしょうか。	法令の変更又は不可抗力による契約の終了に関するリスクは、別に規定するリスク分担によるものとします。詳細は、入札公告時に提示する事業契約書(案)をご参照ください。
80	実施方針	26	別紙 No.82							施設の性能維持リスク	事業終了時における施設の性能確保は事業者リスクとなっておりますが、対象は機能であって、経年劣化は対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで差し支えありません。要求水準(事業者の提案内容を含む)に示される機能を確保してください。
81	実施方針	26	別紙 欄外	※2						変動率の所定値	変動率の所定値とはどのように求めるのでしょうか。	入札公告時に提示する事業契約書(案)において示します。
82	実施方針	26	別紙 欄外	※2						変動率の所定値	所定値とは、入札説明書等が公表されたのち、別途協議のうえ設定されるという理解でよろしいでしょうか。	回答No.2をご参照ください。
83	実施方針	26	別紙 欄外	※4						施設瑕疵リスク	事業者に帰責性がある場合とは、事業者が当該瑕疵を知っていた場合、その瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合のことでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、解釈の明確化のために、注釈「※4」は削除します。詳細は、入札公告時に提示する事業契約書(案)をご参照ください。